

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

通番	公共工事の名称、場所、期間、種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数(人)	

該当調達案件なし

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

通番	公共工事の名称、場所、期間、種別	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数(人)	
1	発電機室給気ファン取替工事 沖縄職業総合庁舎 R4.11.11～R5.2.28	支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 向山 和紀 那覇市おもろまち2-1-1	令和4年11月11日	株式会社沖縄ダイケン 沖縄県那覇市おもろまち1-1-12	会計法第29条の3第5項 予決令第99条第2号	1,217,091	1,210,000	99.4%					
2													
3													
4													
5													
6													
7													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

通番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管・ 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数 (人)	
1	沖縄労働局における備品及び消耗品の購入等契約	支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 向山 和紀 那覇市おもろまち2-1-1	令和4年11月25日	富士フィルムBI沖縄株式会社 沖縄県那覇市おもろまち一丁目3番12号ザ・テラスオフィス&パーキング	一般競争入札	1,820,453	891,000	48.9%				
2												
3												
4												
5												
6												
7												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

通番	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管・都道府県所管の区分	応札・応募者数(人)	
1	該当調達案件なし												
2													
3													
4													
5													
6													
7													

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。